

会社名	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社		
所在地	〒 100-8127 東京都千代田区大手町一丁目9番2号		
電話	03-6742-7740	ファックス	03-6742-7990
	HPアドレス http://www.sc.mufg.jp		
代表者	取締役社長 荒木 三郎		
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第2336号	登録年月日	2010年2月10日
協会会員番号	011-01430		
業務開始年月	2006年2月6日	資本金	405億円
作成部署	投資顧問部	電話	03-6742-7740

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
営業所	本店大手町本館	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
営業所	本店大手町別館	東京都千代田区大手町一丁目9番7号
営業所	本店目白台別館	東京都文京区目白台三丁目29番20号

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	60.0%		
MMパートナーシップ	40.0%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年3月期	2,610	254,516	41,933	22,323	426,267
2020年3月期	707	219,907	14,610	11,299	409,334
2019年3月期	666	227,925	22,806	15,564	399,878

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 43 名

②運用業務従事者数 18 名

内 ファンド・マネージャー数 10 名、平均経験年数 12 年 9 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

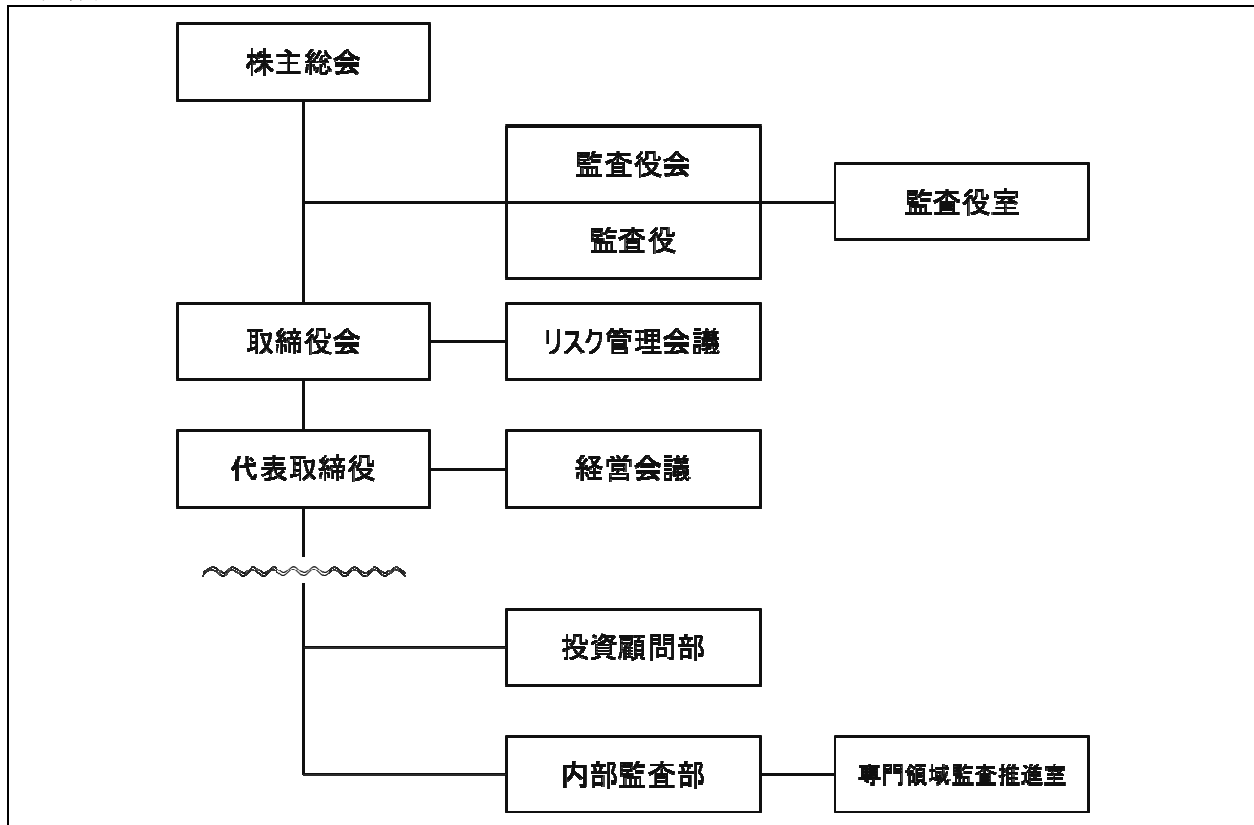
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 8 名、平均経験年数 11 年 3 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 13 名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年4月1日～2021年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		96.3%	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

(投資一任業)

①契約資産状況 (2021年3月末現在)

(金額単位：百万円)

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	40	61,271	-	-
		その他	28	34,891	73	256,242
		計	68	96,162	73	256,242
	個人				97	85,437
	国内 計		68	96,162	170	341,679

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	4	27,895
		計	-	-	4	27,895
	個人		-	-	-	-
	海外 計		-	-	4	27,895

総合計			68	96,162	174	369,574
-----	--	--	----	--------	-----	---------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、174件。

②海外年金内訳 (運用+助言)

米国	- 件
	- 百万円
欧州	- 件
	- 百万円
アジア	- 件
	- 百万円
その他	- 件
	- 百万円

③投資対象別運用状況 (2021年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	63	-	-	5	-	-	-
金額	-	-	91,461	-	-	4,701	-	-	-

④契約規模別分布状況 (2021年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	41	23	3	1	-	-
構成比(%)	60.3%	33.8%	4.4%	1.5%	-	-
金額	22,390	46,976	15,940	10,856	-	-
構成比(%)	23.3%	48.9%	16.6%	11.3%	-	-

(ラップ業務)

①契約資産状況 (2021年3月末現在)

(金額単位：百万円)

		投資運用		投資助言	
		件数	金額	件数	金額
国内	法人	341	16,657	-	-
	個人	4,878	83,640	-	-
	国内計	5,219	100,297	-	-
海外	法人	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-
	海外計	-	-	-	-

総合計		5,219	100,297	-	-
-----	--	-------	---------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0件。

②投資対象別運用状況 (2021年3月末現在)

ファンドラップ

(金額単位：百万円)

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	-	-	-	-	-	5,219
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	100,297

ファンドラップ以外

(金額単位：百万円)

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-

③契約規模別分布状況 (2021年3月末現在)

(金額単位：百万円)

		1,000万円未満	1,000～2,000万円未満	2,000～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1～10億円未満	10億円以上
件数	件数	311	3,559	1,105	169	71	4
	構成比(%)	6.0%	68.2%	21.2%	3.2%	1.4%	0.1%
金額	金額	1,219	41,132	29,695	10,465	11,224	6,561
	構成比(%)	1.2%	41.0%	29.6%	10.4%	11.2%	6.5%

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

＜投資一任業務＞

年金基金、学校法人、事業会社等と投資一任契約を締結し、自らの投資判断に基づいて、国内外の運用商品（私募投資信託・私募 REIT・バンクローン等）を委託者に提供する、投資一任業務を行っています。運用商品の採用にあたっては、投資環境や対象資産の分析を行っており、伝統的資産とは異なるリスク・リターン特性を持つ運用商品を数多く提供しております。また、運用商品に対して、定量・定性の両面から継続的なモニタリングを実施しております。

＜投資助言業務＞

（投信向け投資助言）投信会社等の運用会社と投資顧問契約を締結し、自らの判断に基づく投資環境や対象資産の分析を通じて、国内外の伝統的資産ならびに伝統的資産とは異なるリスク・リターン特性を持つ投資商品を組み合わせ、お客様の運用ニーズに照らし合わせて最適と考えるポートフォリオの投資助言を行っています。助言においては、規律と一貫性あるプロセスを重視するとともに、的確なリスク運営を実践するため、定量・定性の面から継続的なポートフォリオモニタリングを実施しています。また、お客様からの信頼、期待に応えるべく、適切な情報開示により運用状況と投資の考え方をお伝えしています。

（ウェルス向け助言）お客さまのプロファイリングを通じてファイナンシャルプランを策定し、売買手数料ではなく残高フィーを当社の報酬とすることでお客さまと同じ側に立って最適なポートフォリオ構築を助言。構築後は、ポートフォリオがお客さまの運用目的に沿っているか、リスク度がお客さまのリスク許容度の範囲内であるか等のモニタリングを継続的に実施し、必要に応じてリバランスを助言し、お客さまのファイナンシャルゴールの達成に寄与できるサービスを提供しています。

＜ラップ業務＞

（GRAN GOAL）コアポートフォリオ及びサテライトポートフォリオの2つの枠組みを採用します。コアポートフォリオは、運用資産全体の中核的な役割を担うものであり、グローバル市場で代表的な投資対象に国際分散投資し、リスク水準に配慮しながら中長期にわたる資産の安定的な成長を目指します。サテライトポートフォリオは、運用資産全体の一部を占める補完的な役割を担い、資産の積極的な成長を目指します。

（Mirai Value）上記GRAN GOALのコアポートフォリオの投資プロセスを参考に構成されたコースを少額からでもご利用いただくために開発されたサービスです。グローバル市場で代表的な投資対象に国際分散投資し、リスク水準に配慮しながら中長期にわたる資産の安定的な成長を目指します。お客さまに少額（初期投資10万円）から手軽にご利用いただけるよう、スマートフォン等のアプリで手続きが完了し、銀行振替による自動積立機能も有しています。

9. 投資に関する意思決定プロセス

投資一任契約、投資顧問契約（助言業務）に係る業務に関する事項について協議する「投資運営会議」を定期的に開催して、下記の事項について決定します。

- (1) 投資環境および投資対象資産の分析
- (2) 運用方針の決定
- (3) 運用状況および運用結果の確認
- (4) 投資対象の追加・変更
- (5) その他、投資一任契約に係る運用業務に関する事項等

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資顧問報酬

投資一任業務に係る投資顧問報酬は、投資対象とする運用商品別に定められた料率を基本として、個別のお客さまと協議のうえ決定いたします。

投資助言報酬

（投信向け投信助言）投資助言業務に係る投資顧問報酬は、助言対象とする投資信託別の純資産総額に銘柄毎に定められた料率を乗じることにより算出しています。

（ウェルス向け助言）投資助言業務に係る投資顧問報酬は、契約対象資産額に対し、個別のお客さまと協議のうえ決定した料率及び方法において算出しています。

ラップ報酬

（GRAN GOAL）お客さまのご意向により選択いただけるよう、「固定報酬型」、「固定/変動報酬併用型」の2タイプを用意しています。

固定報酬型は、時価評価額に応じたスライド制の料率により算出しています。

固定/変動報酬併用型は、上記の固定報酬（固定報酬型に比してベースを抑えた料率）に加え、年1回ハイ・ウォーター・マークに基づき変動報酬を算出しています。

（Mirai Value）お客さまに、少額から手軽にご利用いただけるよう、報酬は固定報酬制を採用しています。

11. その他、特記事項

会社名	株式会社 Mirage Mountain Technologies				
所在地	〒 107-0062 東京都港区南青山5-10-11 第一菅谷ビル301				
電話	03-6803-8781	ファックス			
	HPアドレス https://miragemt.com/				
代表者	代表取締役 野村 至紀				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長（金商）第3220号 登録年月日 令和2年11月24日				
協会会員番号	012-02918				
業務開始年月	令和3年4月1日	資本金	1000万円		
作成部署	代表取締役 野村至紀	電話	03-6803-8781		

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	1. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
野村至紀	50.0%		
佐瀬浩一郎	50.0%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年12月期	0	1	0	△1	17
2019年12月期	0	0	△1	△1	3
2018年12月期	0	0	△1	△1	4

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 2 名

②運用業務従事者数 1 名

内 ファンド・マネージャー数 1 名、平均経験年数 13 年 5 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

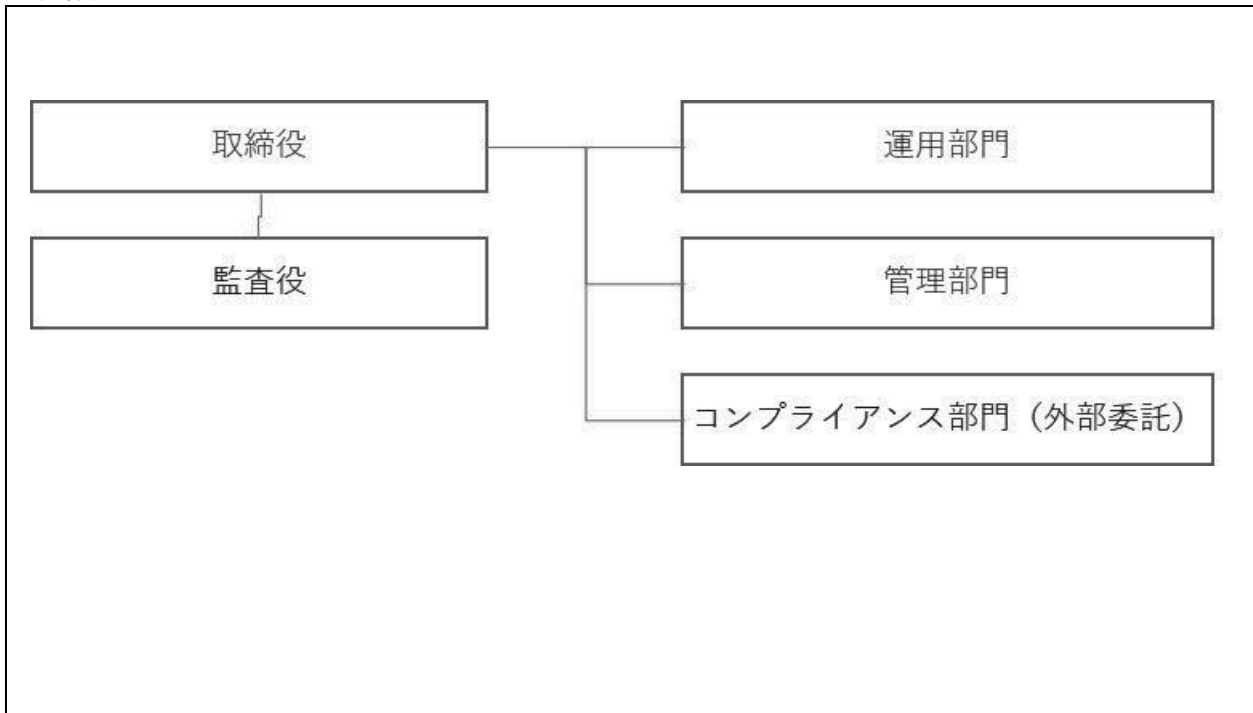
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 名、平均経験年数 年 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 1 名

CFA協会認定証券アナリスト数 0 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 該当無し

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人		-	-	-	-
	国内 計		0	0	0	0

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人		-	-	-	-
	海外 計		0	0	0	0

総合計			0	0	0	0
-----	--	--	---	---	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、__件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	-件 -百万円
欧州	-件 -百万円
アジア	-件 -百万円
その他	-件 -百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	-	-	-	-	-	-
構成比(%)						
金額	-	-	-	-	-	-
構成比(%)						

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

【運営方針】

最先端のヘッジファンド戦略を実現するためには伝統的な投資分析手法はもちろんのこと、数学や統計学、物理学等の十分な素養や機械学習プログラミングを含め最先端のITを使いこなす技術力が求められます。

弊社の運用部門責任者は、非線形・非平衡統計物理学を修了した高等数学とプログラミングの専門家です。高度な数理科学を用いた運用戦略を開発し、当該戦略を用いたファンド運用を永く行ってきました。海外の主要メディアへの寄稿やグローバルカンファレンスでの発表を高く評価され、またヘッジファンド評価会社からBest Asia CTA/Managed Futures賞にノミネートされた実績等があります。

弊社は、数学とITの高度な素養を身に着けた専門家集団として、ファンド運営に当たっていきます。

【投資哲学】

弊社では、長期安定的な運用成果を目指すために、「普遍的な投資機会」を探求します。

日々取引されている金融市場では過去と同じことは二度と起こりません。値動きのパターンは生成と消滅を繰返し、同じ表面的なパターンが継続することはありません。しかし、最先端の数理科学の成果から、このように一見したところ無秩序に見える世界であっても、その背後に規則性が存在することが分かってきました。私たちは、非線形・非平衡統計力学などの高度な数理科学的手法を用いて、金融市場の価格形成過程における規則性を見つけ出します。

また、人間による遅延や誤りを避けるために、トレーディングの執行を含む投資業務から日々のパフォーマンスの算定に至るまでの投資プロセスにおいて、自動化、リアルタイム化、高効率化を実現しています。

9. 投資に関する意思決定プロセス

運用部門責任者は、顧客の資産に対し、締結した投資一任契約ならびに弊社の運用方針及びファンドの投資方針に基づいて運用を行います。

当社では投資意思決定から取引の執行に至る一連のプロセスは全て自動化されているため当該プロセスに対して人間による介入は一切行いません。当該取引の意思決定および取引のタイミングに重点的なモニタリングを行います。また一方で運用部門責任者は当該プロセスが適切に運用されるための計算機環境、ネットワーク環境の維持管理を日々行います。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資一任契約における報酬は、契約相手方との協議をベースに運用対象となる資産や戦略に鑑みながら決定いたします。

11. その他、特記事項

会社名	Millennium Capital Management Asia Limited		
所在地	〒 107-6243 東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号		
電話	03-6757-5800	ファックス	03-6757-5900
	HPアドレス		
代表者	日本における代表者 大久保 一敏		
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第2252号	登録年月日	平成21年9月14日
協会会員番号	012-02129		
業務開始年月	平成21年9月14日	資本金	1308万1647香港ドル
作成部署	コンプライアンス部	電話	03-6757-5836

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
Millennium International Management LP	100%		%
	%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年12月期	9,208	9,209	1,026	655	1,705
2019年12月期	5,047	5,048	516	347	1,056
2018年12月期	2,640	2,642	277	161	639

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 72 名

②運用業務従事者数 44 名

内 ファンド・マネージャー数 23 名、平均経験年数 15 年 10 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

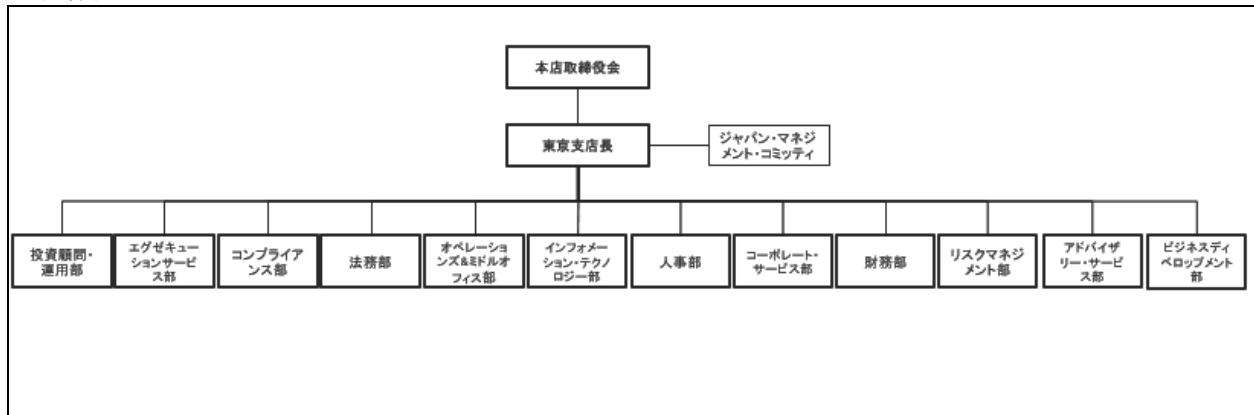
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 20 名、平均経験年数 14 年 7 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 24 名

CFA協会認定証券アナリスト数 2 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年1月1日～2020年12月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	Bank of America Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith Incorporated	14.2 %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人		-	-	-	-
	国内 計		0	0	0	0

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	4	639,102	0	0
		計	4	639,102	0	0
	個人		-	-	-	-
	海外 計		4	639,102	0	0

総合計			4	639,102	0	0
-----	--	--	---	---------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	-	-	-	-	-	4
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	639,102

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	2	1	0	0	0	1
構成比(%)	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0
金額	1,484	3,899	0	0	0	633,719
構成比(%)	0.2	0.6	0.0	0.0	0.0	99.2

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

運用方法

当社は、状況に応じた投資政策を追求し、運用方法の多様化について固定されたガイドラインを策定しません。当社が使う運用方法は、当社の運用担当者が資産増加の最善の機会を提供する考えた運用方法に集中します。

適用される法令によって制限される場合を除き、当社は、特別なタイプの投資対象、又は運用担当者が投資する特別な市場について、特別な制限を課さず、各運用担当者が採用する取引運用方法を検討し、評価するとともに、新しい潜在的な運用方法と投資対象を検討し評価します。

当社が採用する運用方法は、適用される法令によって制限される場合を除き、レバティブバリュのファンダメンタル株式、統計アービトラージ、債券、合併アービトラージその他イベントによる運用、インデックスアービトラージなどが含まれ、その全部又は一部、場合によってはその中のわずかの運用方法にのみ集中することもあります。

9. 投資に関する意思決定プロセス

投資に関する意思決定

① 投資顧問・運用部

投資顧問・運用部は、法令及び顧客の投資に関する運用ガイドラインを遵守し、運用リスク（市場の変動により損失を被るリスク）を管理し、投資予定先の調査、投資運用方針の決定を行います。

② 運用方法

運用方法は、顧客による投資一任契約の内容と投資顧問・運用部による投資基本方針に基づきその都度決定されます。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

運用受託報酬は、投資対象や運用方法、契約資産額等を勘案し、顧客と協議の上、決定します。

投資助言報酬は、特段の合意なき限り、原則として、契約の期間中、助言の対象となる契約資産額を基礎としてこれに対して一定の基本報酬率を乗じて算出されます。なお該当基本報酬率については、助言の方法、助言対象とする有価証券等の種類及びサービスの内容に応じて顧客との個別の協議の上、決定します。

会社名	MuTaka Capital株式会社		
所在地	〒 100-0005 東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング		
電話	03-4510-2926	ファックス	
		HPアドレス	
代表者	代表取締役社長 武藤崇史		
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第3149号	登録年月日	2019年8月29日
協会会員番号	012-02878		
業務開始年月	2019年10月1日	資本金	6,500万円
作成部署	コンプライアンス部	電話	03-4510-2932

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	1. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
MT株式会社	100%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年11月期	503	503	288	288	259
2019年11月期	43	43	△43	△43	40
年 月 期					

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 8 名

②運用業務従事者数 3 名

内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 14 年 10 ヶ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 ヶ月

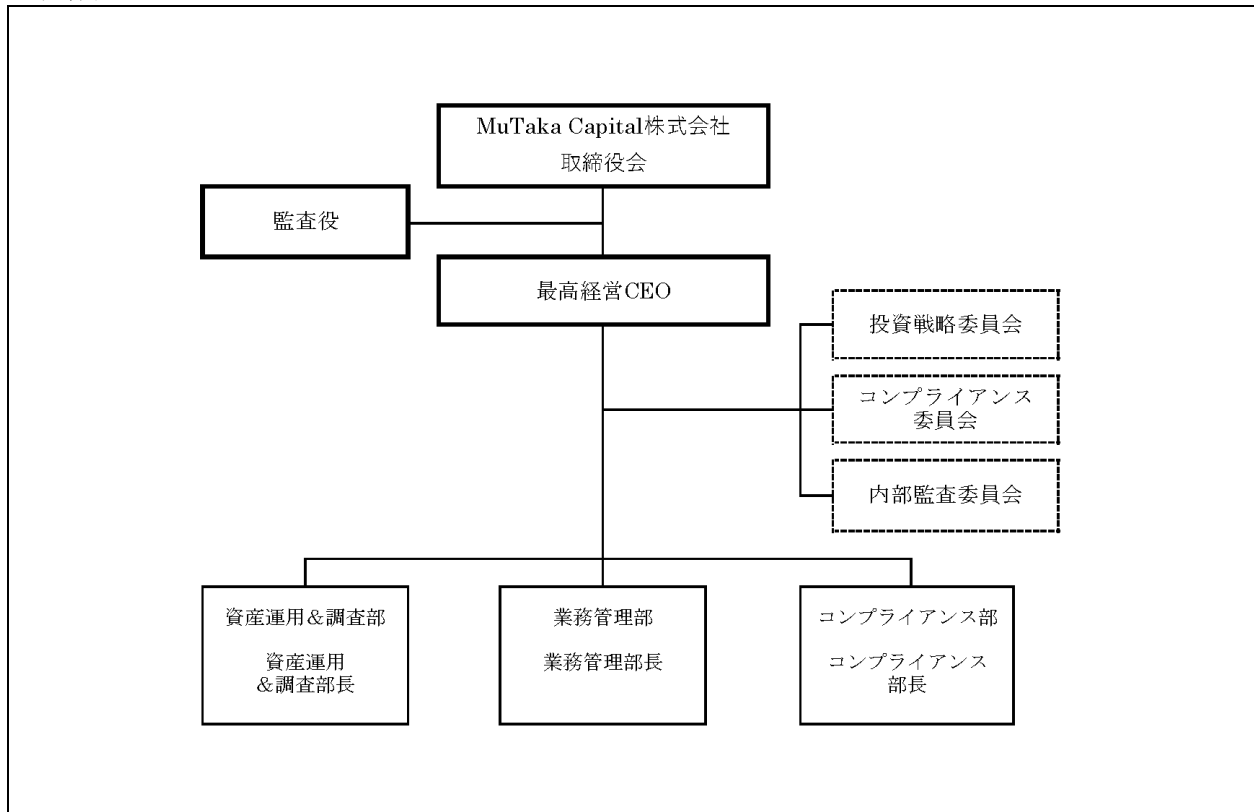
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 ヶ月

内 調査スタッフ数 1 名、平均経験年数 11 年 ヶ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 3 名

CFA協会認定証券アナリスト数 0 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2019年12月1日 ～ 2020年11月30日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	SMBC日興証券	27.2%	
	みずほ証券	15.1%	
	大和証券	13.9%	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	-	-	-	-
	個人		-	-	-	-
	国内 計		-	-	-	-

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	1	26,691	-	-
		計	1	26,691	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		1	26,691	-	-

総合計			1	26,691	-	-
-----	--	--	---	--------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	-件 -百万円
欧州	-件 -百万円
アジア	-件 -百万円
その他	-件 -百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	1								
金額	26,691								

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

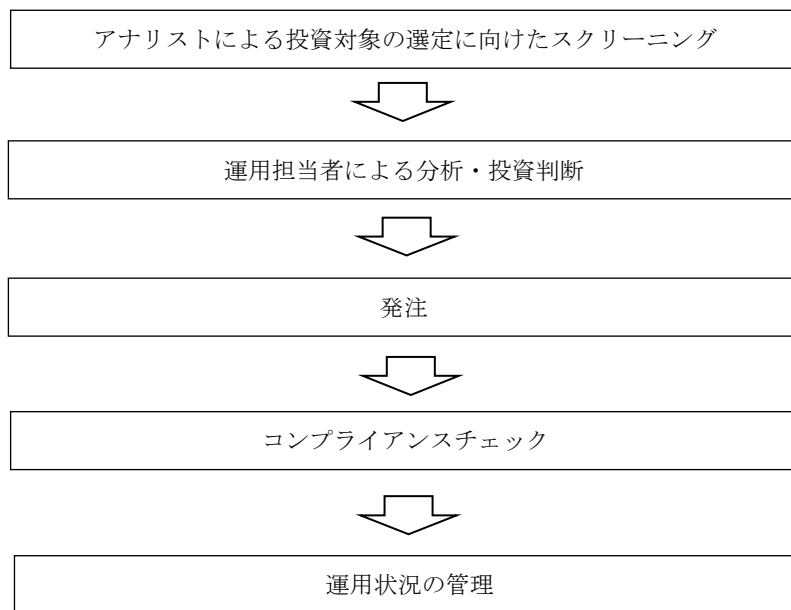
		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	構成比(%)				1		
	金額				26,691		
金額	構成比(%)				100.0		

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

主な投資対象は日本に上場する株式とし、株式ロング・ショート戦略を採っております。ファンダメンタルズのボトム・アップ分析を駆使し、マクロ経済の景気動向等を組み合わせながらポートフォリオを運用します。あらゆる市場環境の下で、リスク調整後リターンを上げることがを追求します。

9. 投資に関する意思決定プロセス

運用プロセスのフロー



10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資一任契約に係る報酬は、投資一任契約の際にあらかじめ定めた方法により算出します。具体的には、顧客との契約資産額に一定の料率を乗じた額を基本報酬とし、運用実績に応じた成功報酬と合わせた金額となります。

11. その他、特記事項

- 2018年11月6日 設立
- 2019年8月29日 金融商品取引業（投資運用業）登録 関東財務局長（金商）第3149号
- 2019年9月26日 投資顧問業協会加入 012-02878
- 2019年10月1日 投資運用業開始

会社名	明治安田アセットマネジメント株式会社				
所在地	〒 100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番2号				
電話	03-6700-4058	ファックス	03-3277-7030		
	HPアドレス		https://www.myam.co.jp/		
代表者	代表取締役会長 山下 敏彦				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第405号		登録年月日	平成19年9月30日	
協会会員番号	第020-00007号				
業務開始年月	平成10年2月27日		資本金	10億円	
作成部署	企画部		電話	03-6700-4102	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
明治安田生命保険相互会社	92.9%		%
アリアンツ・グローバル・インベ スターズ ゲー・エム・ベー・ハー	6.7%		%
富国生命保険相互会社	0.5%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年3月期	2,471	8,774	1,517	853	9,641
2020年3月期	2,516	9,326	1,708	1,128	9,917
2019年3月期	2,443	8,845	1,717	1,188	9,977

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 220 名

②運用業務従事者数 67 名

内 ファンド・マネージャー数 44 名、平均経験年数 19 年 3 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

投資顧問・投信部門兼任者 44 名、平均経験年数 19 年 3 カ月

内 調査スタッフ数 18 名、平均経験年数 17 年 1 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 87 名

CFA協会認定証券アナリスト数 5 名

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	7	294,062	-	-
		私的年金	192	948,508	-	-
		その他	-	-	1	535,232
		計	199	1,242,569	1	535,232
	個人		-	-	-	-
	国内 計		199	1,242,569	1	535,232

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	-	-	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		-	-	-	-

総合計			199	1,242,569	1	535,232
-----	--	--	-----	-----------	---	---------

 注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、1 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	8	64	3	5	29	1	2	7	80
金額	18,251	569,169	7,394	115,857	167,372	23,757	8,330	21,448	310,991

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	59	87	26	22	5	-
構成比(%)	29.6	43.7	13.1	11.1	2.5	0.0
金額	38,002	182,671	186,003	491,043	344,851	-
構成比(%)	3.1	14.7	15.0	39.5	27.8	0.0

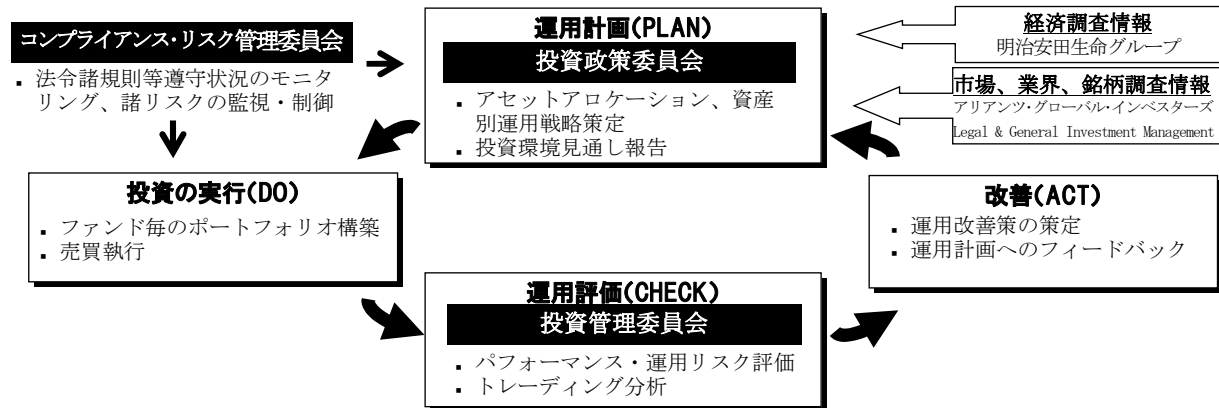
8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

運用哲学

- 資産の価値は中長期的にはファンダメンタルズ要因に基づき決定されるとの考えのもと、マーケットの非効率性を捉えた超過収益の獲得は可能と考えます。
- クオリティの高い調査・分析に基づいたアクティブ運用を中心として、各アセットクラスおよび運用スタイルでそれぞれの特性を活かした運用を行い、付加価値の創造を目指します。
- チームアプローチによる明確で一貫性のある運用プロセスと、厳格なリスクコントロールを通じて、高品質で安定性の高い運用サービスの提供を行います。

9. 投資に関する意思決定プロセス

＜バランス型運用の場合＞



運用計画 (PLAN)	- 各運用部は、運用関連部担当執行役員を委員長とする投資政策委員会に投資環境見通しを報告し、同委員会で、年度毎の中立的資産配分、月次の戦略的資産配分および資産別運用戦略を決定します。 - 資産配分の策定にあたっては、世界主要市場のマクロ経済予測を中心とするトップダウン分析と、各運用部の資産別ボトムアップ分析を統合し、アリアンツ・グローバル・インベスターズ、Legal & General Investment Managementや明治安田生命グループのマクロ経済分析も活用します。 - 各運用部は、お客さまの運用目標・ガイドラインを考慮しながら、各ポートフォリオの運用方針・資産配分を決定します。
投資の実行 (DO)	- 資産配分決定後、資産毎の組入銘柄を決定します。 - 各運用部は、投資対象資産・運用スタイル等に応じ、モデルポートフォリオを策定して個々のポートフォリオに適用し、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
運用評価 (CHECK)	社長を委員長とする投資管理委員会を適宜開催し、運用パフォーマンスのほか、運用スタイル・運用方針との整合性を含む運用リスクに関する評価を行い、必要に応じパフォーマンス改善の要否を判断します。
改善 (ACT)	投資管理委員会でパフォーマンス改善が必要と判断された場合は、運用改善策を策定して投資政策委員会で協議を行い、その結果を運用計画に反映させます。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

○主な投資一任運用報酬料率は、以下のとおりです。

①バランス型			②国内株式（特化型）		
契約資産額	料率＜％ （税込）	年率＞ （税抜）	契約資産額	料率＜％ （税込）	年率＞ （税抜）
10億円までの部分	0.46200	0.420	10億円までの部分	0.49500	0.450
10億円超 20億円までの部分	0.29700	0.270	10億円超 20億円までの部分	0.38500	0.350
20億円超 30億円までの部分	0.24200	0.220	20億円超 30億円までの部分	0.33000	0.300
30億円超 50億円までの部分	0.22000	0.200	30億円超 50億円までの部分	0.27500	0.250
50億円超 100億円までの部分	0.16500	0.150	50億円超 100億円までの部分	0.22000	0.200
100億円超 200億円までの部分	0.13200	0.120	100億円超 300億円までの部分	0.16500	0.150
200億円超 300億円までの部分	0.12100	0.110	300億円超 500億円までの部分	0.15400	0.140
300億円超 500億円までの部分	0.11550	0.105	500億円超の部分	0.14300	0.130
500億円超の部分	0.11000	0.100			

③国内債券（特化型）			④外国株式（特化型）		
契約資産額	料率＜％ （税込）	年率＞ （税抜）	契約資産額	料率＜％ （税込）	年率＞ （税抜）
10億円までの部分	0.27500	0.250	10億円までの部分	0.82500	0.750
10億円超 30億円までの部分	0.22000	0.200	10億円超 20億円までの部分	0.71500	0.650
30億円超 50億円までの部分	0.16500	0.150	20億円超 40億円までの部分	0.55000	0.500
50億円超 100億円までの部分	0.11000	0.100	40億円超 60億円までの部分	0.38500	0.350
100億円超 200億円までの部分	0.09240	0.084	60億円超 100億円までの部分	0.33000	0.300
200億円超 300億円までの部分	0.08470	0.077	100億円超 300億円までの部分	0.27500	0.250
300億円超 500億円までの部分	0.08140	0.074	300億円超 500億円までの部分	0.25300	0.230
500億円超の部分	0.07700	0.070	500億円超の部分	0.23100	0.210

⑤外国債券（特化型）		
契約資産額	料率＜％ （税込）	年率＞ （税抜）
10億円までの部分	0.49500	0.450
10億円超 20億円までの部分	0.38500	0.350
20億円超 30億円までの部分	0.33000	0.300
30億円超 50億円までの部分	0.27500	0.250
50億円超 100億円までの部分	0.22000	0.200
100億円超 200億円までの部分	0.16500	0.150
200億円超 300億円までの部分	0.15400	0.140
300億円超 500億円までの部分	0.14300	0.130
500億円超の部分	0.13750	0.125

＊ 上表中、（税込）欄は消費税及び地方消費税を含んだ数値で表示されています。
 ＊ 上表中、「契約資産額」とは原則として時価資産平均残高となります。また、運用報酬額は当該契約資産額に上表の料率を乗じた金額となります。
 ＊ 当社が設定する私募投資信託を投資一任契約の受託資産に組入れる場合、当該投資信託の信託報酬が別途発生します。当該信託報酬に関しては、当社が受取る委託者報酬はございませんが、受託会社並びに販売会社が受取る信託報酬が組入投資信託ごとに発生し、当該投資信託財産を通じてお客さまにご負担いただきます（信託報酬の上限は組入投資信託の純資産総額に対し年率0.0990％（税込））。
 また、当社が設定する私募投資信託を投資一任契約の受託資産に組入れる場合、当該投資信託に係るファンド監査費用が別途発生します。ファンド監査費用は組入投資信託ごとに発生し、当該投資信託財産を通じてお客さまにご負担いただきます（ファンド監査費用の上限は組入投資信託の純資産総額に対し年率0.0055％（税込））。
 ＊ 投資対象、運用方法、サービスの内容等に応じて、上記の報酬体系以外のもの（成功報酬を含む）を個別に協議のうえ適用する場合があります。

○投資顧問（投資助言）報酬料率につきましては、上記の投資一任運用報酬料率に準じて投資対象、運用方法、サービスの内容等を勘案のうえ個別のご契約ごとに協議のうえ設定いたします。

11. その他、特記事項

当社は発足以来、明治安田生命グループの中核の資産運用会社として、お客さまにご満足いただける高品質の資産運用サービスのご提供を目指し、運用力・営業サービス力・商品開発力を強化し、お客さまのニーズにあった運用商品のご提供、わかりやすい情報開示、きめ細かなサポート体制の充実に努めております。		
当社の企業理念は以下のとおりです。		
経営理念 － mission －	私たちは、お客さまに最も信頼され、満足いただける資産運用会社を目指すとともに、インベストメント・チェーンの一員として持続可能な社会の形成に貢献します。	
企業ビジョン － vision －	お客さまとの絆	資産運用のプロフェッショナルとして、クオリティの高い資産運用サービス・商品を提供します。
	社会との絆	コンプライアンス・リスク管理を徹底し、資産運用会社としての公共的使命・社会的責務を果たすことにより、社会とともに発展する企業を目指します。
	働く仲間との絆	挑戦意欲や多様性を尊重し、役職員が意欲的に能力を発揮できる良好な職場環境づくりに努めます。
行動規範 － value －	お客さま志向	私たちは、高い倫理観と高度な専門性のもと、お客さまの利益を最優先に考え、行動します。
	挑戦・創造	私たちは、果敢に挑戦し、新しい価値を創造します。
	協働・成長	私たちは、働く仲間と互いに助け合い、共に成長します。

会社名	メツラー・アセット・マネジメント株式会社				
所在地	〒 100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号 富国生命ビル				
電話	03-3502-6610	ファックス	03-3502-6616		
	HPアドレス http://www.metzler-asset.co.jp				
代表者	代表取締役社長 弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第467号		登録年月日	平成19年 9 月 30 日	
協会会員番号	011-01029				
業務開始年月	平成13年 8 月 15 日		資本金	2 億円	
作成部署	リーガル・コンプライアンス部		電話	03-3502-6610	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人、提携企業

区分	名称	所在地
提携企業	Payden & Rygel	333 South Grand Ave. Los Angeles CA, USA

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
B. Metzler seel. Sohn & Co. Holding AG	100%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年12月期	13	498	55	22	757
2019年12月期	25	433	61	43	734
2018年12月期	38	379	57	31	691

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 19 名

②運用業務従事者数 2.95 名

内 ファンド・マネージャー数 1.55 名、平均経験年数 14 年 6 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

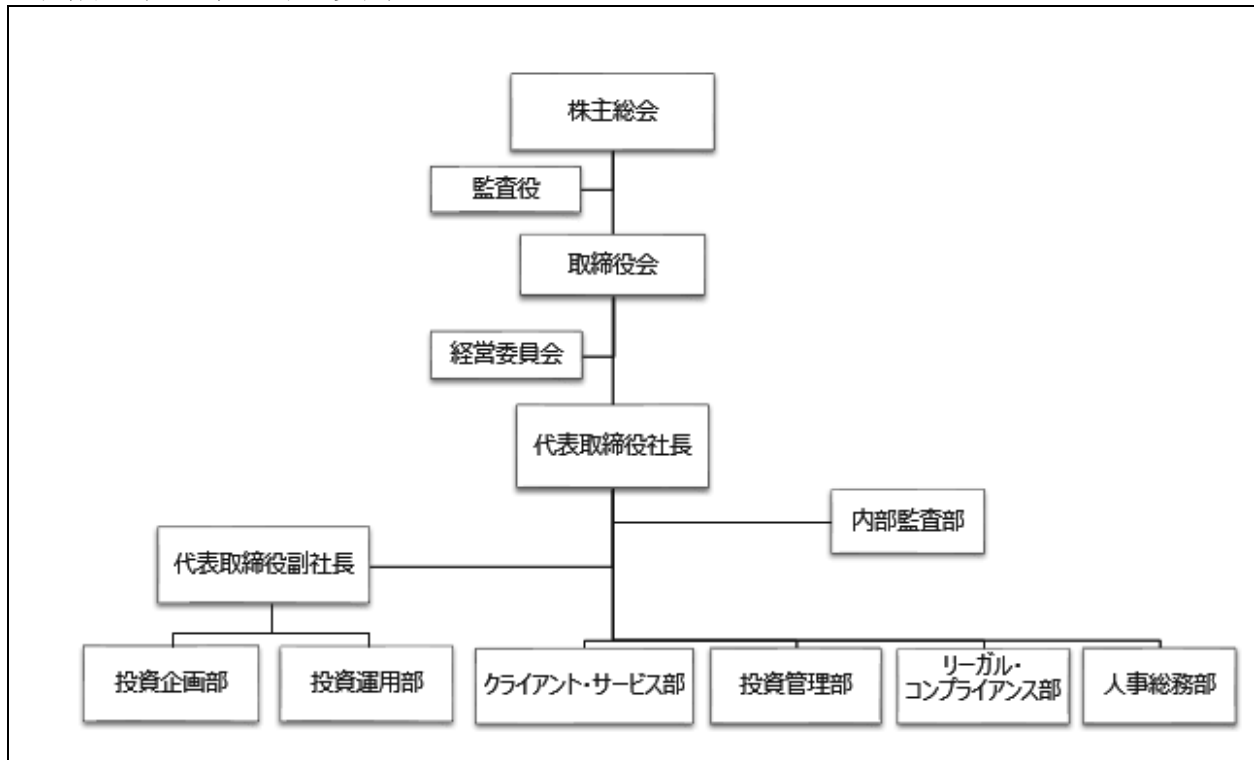
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 0.7 名、平均経験年数 9 年 0 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 4 名

CFA協会認定証券アナリスト数 2 名

<組織図（2021年3月末日現在）>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年1月1日～2020年12月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0.0%	
下記①に該当する 法人との取引		0.0%	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引		0.0%	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引	Metzler Ireland Limited	100.0%	
		. %	
		. %	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金				
		私的年金	2	4,389		
		その他				
		計	2	4,389	—	—
	個人		—	—	—	—
	国内 計		2	4,389	—	—

海外	法人	年金				
		その他				
		計	—	—	—	—
	個人		—	—	—	—
	海外 計		—	—	—	—

総合計			2	4,389	—	—
-----	--	--	---	-------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	—	—	—	2	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	4,389	—	—	—	—	—

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	—	2	—	—	—	—
構成比(%)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金額	—	4,389	—	—	—	—
構成比(%)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

＜經營理念＞

顧客との対話を重視すること、さらにメッツラー・グループ内での様々な決定に際しても対話を重視し、透明性のある組織を維持するとともに、社会的責任を念頭に置いた投資顧問業務を遂行することを弊社の経営理念と致しております。

＜投資哲学＞

顧客資産の特質・運用目的に適合し、社会規範に則した投資助言ならびに投資一任による運用を行うものとします。

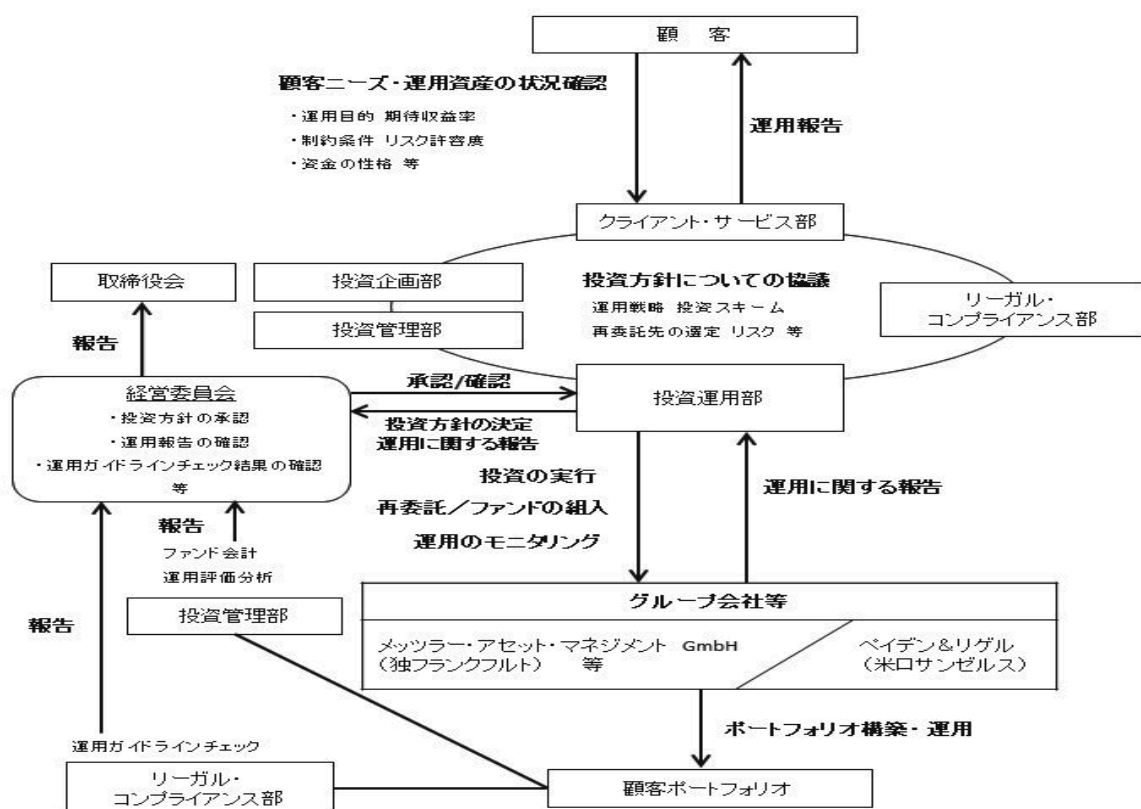
＜運用スタイル＞

チームワーク運用により、一人の運用者のみによる独善的運用リスクを排除し、より安定的かつ組織的運用を行ないます。さらに、地域特性を活かした綿密な調査分析に基づく、高度なボトム・アップ戦略を重視しております。

9. 投資に関する意思決定プロセス

弊社では、主に弊社のグループ会社等への再委託もしくは当該グループ会社等が運用する投資信託等のファンドへの投資を通じて、お客様のご意向に基づく投資方針・運用戦略を実行します。その意思決定プロセスの概要は以下の通りです。

投資方針意思決定プロセス



*2021年6月末現在

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資一任契約にかかる業務の手数料等の体系は次の通りです。

弊社では主に以下に掲げる運用サービスを行っており、運用報酬については下記①または①と②の組合せにより、お客様との協議に基づいて決定させていただきます。

①固定報酬型

お客様の契約資産額に、一定の料率を乗じて算出します。料率は2.0%（年率、税抜き）を上限とし、契約資産額や運用手法、サービス内容などを勘案し、お客様との個別協議により報酬額を決定いたします。

②成功報酬型

成功報酬については、お客様と予め取り決めた基準を超過した収益部分の20%（税抜き）を上限とし、契約資産額や運用手法、サービス内容などを勘案し、お客様との個別協議により報酬額を決定いたします。

※その他の費用について

上記以外に、投資信託等を利用する場合の信託報酬ならび管理報酬、有価証券等の取引費用など、契約期間中にお客様に間接的にご負担いただく費用等が発生する場合があります。間接的にご負担いただく費用に関しましては、その時々投資信託等の組入比率や取引状況等により金額が変更しますので、予めその料率、上限額等をお示しすることはできません。

<主な資産運用サービス>

【株式運用】

グローバル株式、グローバル配当株式、欧州グロース株式、欧州配当株式、欧州中小型株式、東欧ロシア株式、米国配当株式、ドイツ・オーナー系銘柄株式

【債券運用】

ユーロ建て社債、ドル建て社債、ソブリン債、米国コア・コアプラス、米国地方債、債券アブソルートリターン、エマージング債、証券化商品

【その他】

バランス運用（クオンツおよびジャッジメンタルマルチ・アセット）、通貨キャリー、為替オーバーレイ、リスクプレミア

11. その他、特記事項

メツラー・グループの中核をなすB. Metzler seel. Sohn & Co. AG（旧KGaA）は1674年に設立されたドイツのプライベート・バンクであり、創設者一族が全株式を保有し、金融機関としての独立性を堅持しています。メツラー・グループでは現在、資産運用、キャピタルマーケット、プライベート・バンク、コーポレート・ファイナンス（M&A）の4つの部門を有しており、各部門はそれぞれパートナーにより運営されています。

1998年10月には米国ペイデン&リゲル（ロサンゼルス）とともに50%出資でメツラー／ペイデン社を設立、グループの国際分散投資戦略の要としてロサンゼルスとフランクフルトに事務所を設置し、グローバルな体制が整えられました。この協力関係に基づき、弊社メツラー・アセット・マネジメント株式会社も日本におきまして、ペイデン&リゲルの運用サービスをご提供させて頂いております。

会社名 メットライフアセットマネジメント株式会社

所在地 〒 102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー25階

電話 03-6697-3480 ファックス 03-6893-4441

HPアドレス https://investments.metlife.com/regulatory-disclosures-japan

代表者 代表取締役 宮脇 進一郎

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第2414号 登録年月日 平成22年 6 月18日

協会会員番号 012-02155

業務開始年月 平成22年 7 月 1 日 資本金 0.9億円

作成部署 管理部 電話 03-6697-3246

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当無し		

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
ALICO Operations LLC	100%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年12月期	6,068	6,196	67	42	667
2019年12月期	5,495	5,612	66	42	725
2018年12月期	4,859	5,036	74	47	1,283

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 30 名

②運用業務従事者数 13 名

内 ファンド・マネージャー数 4 名、平均経験年数 17 年 8 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

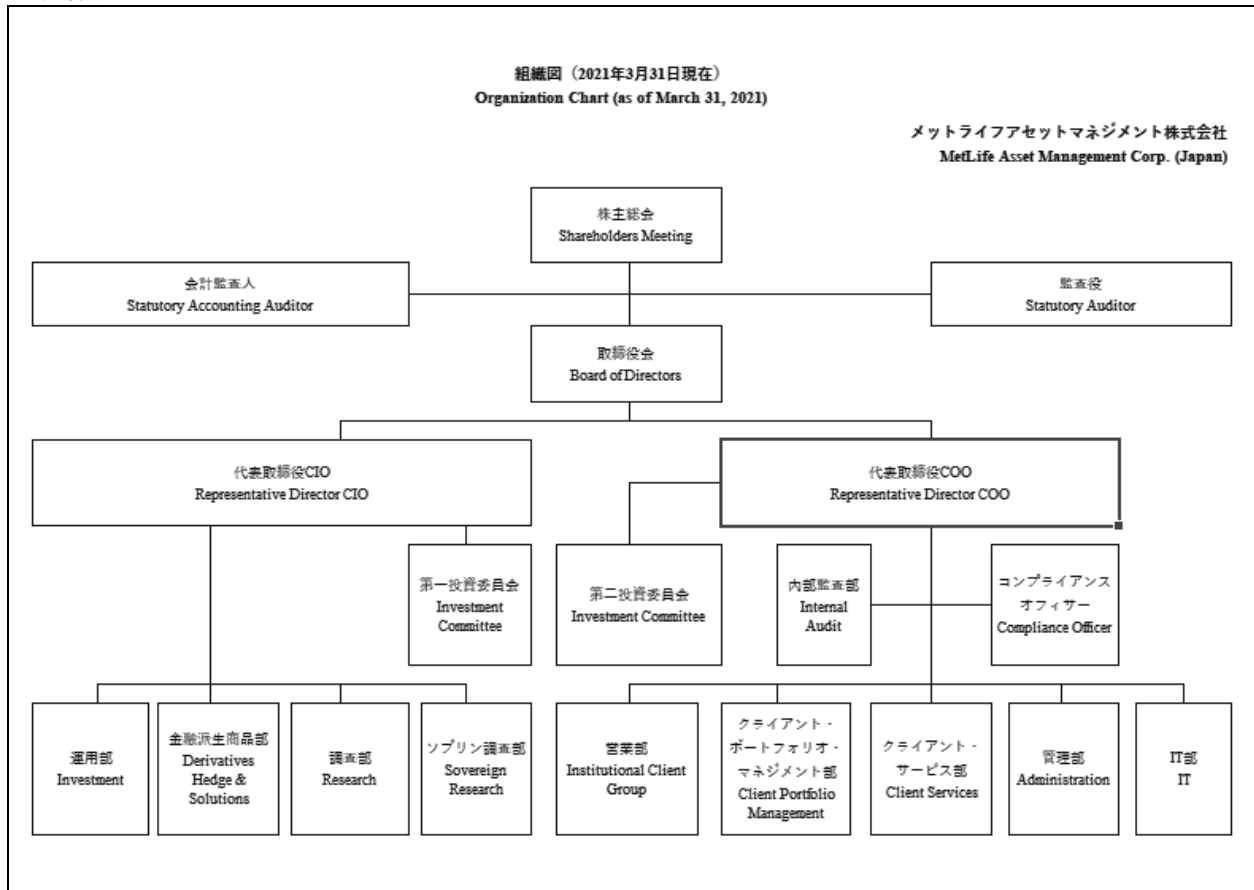
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 6 名、平均経験年数 18 年 11 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 7 名

CFA協会認定証券アナリスト数 3 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年1月1日～2020年12月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引			該当なし
下記①に該当する法人との取引			該当なし
下記②に該当する法人との取引	野村證券	19.1%	
	ビー・エヌ・ピー・パリバ（ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行）	12.4%	
下記③に該当する法人との取引			該当なし

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号

に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	1	10,703,924	-	-
		計	1	10,703,924	0	0
	個人		-	-	-	-
	国内 計		1	10,703,924	0	0

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	1	5	-	-
		計	1	5	0	0
	個人		-	-	-	-
	海外 計		1	5	0	0

総合計			2	10,703,929	0	0
-----	--	--	---	------------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、2 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件
	- 百万円
欧州	- 件
	- 百万円
アジア	- 件
	- 百万円
その他	- 件
	- 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	1	-	-	-	-	-	1
金額	-	-	5	-	-	-	-	-	10,703,924

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	1	-	-	-	-	1
構成比(%)	50.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0%
金額	5	-	-	-	-	10,703,924
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

①当社は、メットライフ・グループの一般勘定の運用と、調査部、ソブリン調査部における同じくメットライフ・グループへの投資助言業務を行っています。

②メットライフ・グループの資産運用部門であるメットライフ・インベストメント・マネジメント（以下、“MIM”）が運用する戦略を、日本の機関投資家に提案しています。代表的な投資戦略については、下記11. その他、特記事項をご覧ください。

9. 投資に関する意思決定プロセス

上記8. ②については、実質的な運用を行うMIMの中核会社であるメットライフ・インベストメント・マネジメント、エルエルシー（米国法人）の戦略の中から、お客様の求めるリスク/リターンと運用ガイドライン等に適した投資戦略をご提案します。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

上記8. ②については、運用委託を受ける契約資産の運用手法・残高等の違いにより、お客様と個別協議のうえ決定いたします。

11. その他、特記事項

メットライフアセットマネジメント株式会社は、世界最大級の金融サービス企業である米国メットライフの資産運用部門MIMの日本拠点です。

MIMの特色は以下の通りです。

MIM の特色

2021年3月31日現在の運用資産総額は
6,424億米ドル¹

顧客別口座、合同口、および顧客独自の
ポートフォリオを提案

勤続年数が長く、経験豊富な運用チーム

詳細なファンダメンタル調査

メットライフ全体の幅広い人材・体制を活用

¹.2021年3月31日現在。推定公正価値

代表的投資戦略

プライベート・キャピタル
プライベート社債
インフラストラクチャー債券
ミドルマーケット・プライベート・キャピタル
プライベート・ストラクチャード・クレジット
住宅ホールローン
住宅賃貸

債券
バンクローン
社債
新興国債券
ハイ・イールド債
長期債
地方債
マルチセクター
短期債

不動産
商業用不動産担保ローン
不動産株式

保険会社向け投資助言

インデックス戦略

会社名	メルコインベストメンツ株式会社		
所在地	〒100-6215 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリー プレイス丸の内15階		
電話	03-6550-9975	ファックス	03-6550-9974
	HPアドレス https://melcoinvestments.jp		
代表者	代表取締役社長 井藤 光		
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第2808号 登録年月日 平成26年10月21日		
協会会員番号	012-02676		
業務開始年月	平成26年11月27日	資本金	5000万円(2021年7月12日時点)
作成部署	コンプライアンス部	電話	03-6550-9975

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
メルコフィナンシャルホールディングス株式会社	100%		

4. 財務状況(直近3年度分)

(単位: 百万円)

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年3月期	54	252	△325	△247	94
2020年3月期	73	289	△65	△58	141
2019年3月期	181	424	119	69	219

5. 組織(証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載)

①役職員総数 18 名

②運用業務従事者数 8.5 名

内 ファンド・マネージャー数 6 名、平均経験年数 10 年 0 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

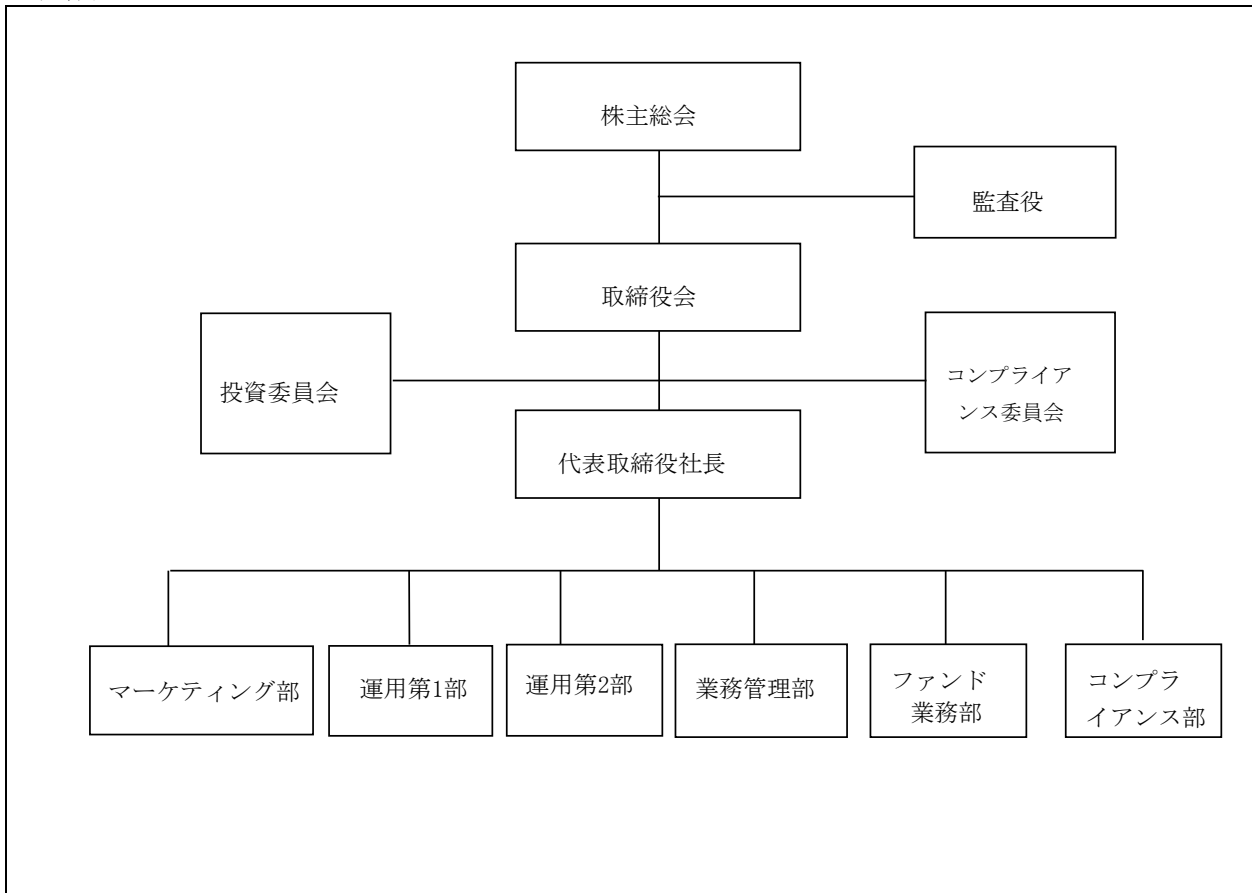
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 2.5 名、平均経験年数 6 年 9 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 6 名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

<組織図>



※2021年4月1日より、以下組織変更を行った。

- ・「企画部」「投資戦略部」を廃止。
- ・「ファンド業務部」の営業所を廃止し、本店への拠点集約を行った。

6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年4月1日～2021年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取

引行為に係る取引総額の10%以上である法人

- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	5	13,748	-	-
		その他			-	-
		計	5	13,748	0	0
	個人			-	-	-
	国内 計		5	13,748	0	0

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	4	3,048	-	-
		計	4	3,048	0	0
	個人		-	-	-	-
	海外 計		4	3,048	0	0

総合計			9	16,796	0	0
-----	--	--	---	--------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、__件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	-件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	5	-	4	-	-	-	-		-
金額	7,437	-	9,358	-	-	-	-		-

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	件数	5	3	1	-	-	-
	構成比(%)	55.6%	33.3%	11.1%	-	-	-
金額	金額	2,814	6,781	7,200	-	-	-
	構成比(%)	16.8%	40.4%	42.9%	-	-	-

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

弊社は、メルコグループの金融事業傘下の投資運用業者であり、主に弊社の兄弟会社であるMELCO Capital Pte. Ltd（シンガポール法人）が運用する外国籍投信ファンド等への投資を、弊社との投資一任契約に基づいて顧客にご提供しております。

弊社は、厳格なファンド・デューデリジェンスにより投資対象ファンドを選定し、運用開始後はファンド運用会社との綿密なコミュニケーションにより、モニタリングの実効性を高め、運用パフォーマンスの最大化を目指しております。

弊社が投資するファンド選定にあたっては、日本株式のロングショート戦略を中心とするファンド・オブ・ファンズの最優先持分や、クレジットヘッジによるキャリー収益獲得を主戦略とする債券系ファンドなど、低ボラティリティー運用を主眼に置いております。

また、投資対象ファンドは、運用会社が日次で直接ポジションを把握できるマネージドアカウントであることを原則としており、弊社によるモニタリングやリスク管理の実効性確保に努めております。

9. 投資に関する意思決定プロセス

当社の運用に係る意思決定は、投資委員会を決定機関としています。

運用第1部によるファンド・デュー・デリジェンス
MELCO Capital Pte. Ltd.が運用するファンドをはじめとする、投資一任契約における投資対象ファンドの候補について、入念なファンド・デュー・デリジェンスを行う。



投資対象ファンドについて投資委員会で審議
投資委員会は、運用第1部がファンド・デュー・デリジェンスの結果をもって候補とした投資対象ファンドについて、その運用内容等がお客様の運用ニーズに適合するかどうかの可否判断を審議し意思決定を行う。



投資判断者による投資対象ファンドの運用指図
お客様の投資目的に合致した投資商品について、お客様との投資一任契約に基づき運用指図を行う。



投資対象ファンドのモニタリング（評価・管理）
【運用第1部】
① パフォーマンス、運用リスクの分析管理
② 投資継続の可否について投資委員会で審議(四半期毎、緊急時は適宜)
【コンプライアンス部】
① 運用の基本方針等の遵守状況のモニタリング
② 内部監査の実施(四半期毎)

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

お客様からの受託資産規模や投資対象ファンドにより、お客様と個別に協議して決定いたします。

11. その他、特記事項

会社名	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社				
所在地	〒 100-8109 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 7 号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー				
電話	03 (6836) 5100	ファックス			
		HPアドレス	http:// www.morganstanley.com/im/jp		
代表者	代表取締役社長 清水 寛之				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第410号	登録年月日	平成19年 9 月30日		
協会会員番号	第010-00152号				
業務開始年月	昭和62年 3 月31日	資本金	9.9億円		
作成部署	法務・コンプライアンス部	電話	03 (6836) 8753		

1. 業の種別

投資運用業	①. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	100%		%
	%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年12月期	7,033	8,688	1,354	930	5,020
2019年12月期	5,540	6,901	937	568	4,089
2018年12月期	6,130	7,304	805	469	3,521

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 76 名

②運用業務従事者数 11 名

内 ファンド・マネージャー数 10 名、平均経験年数 20 年 0 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

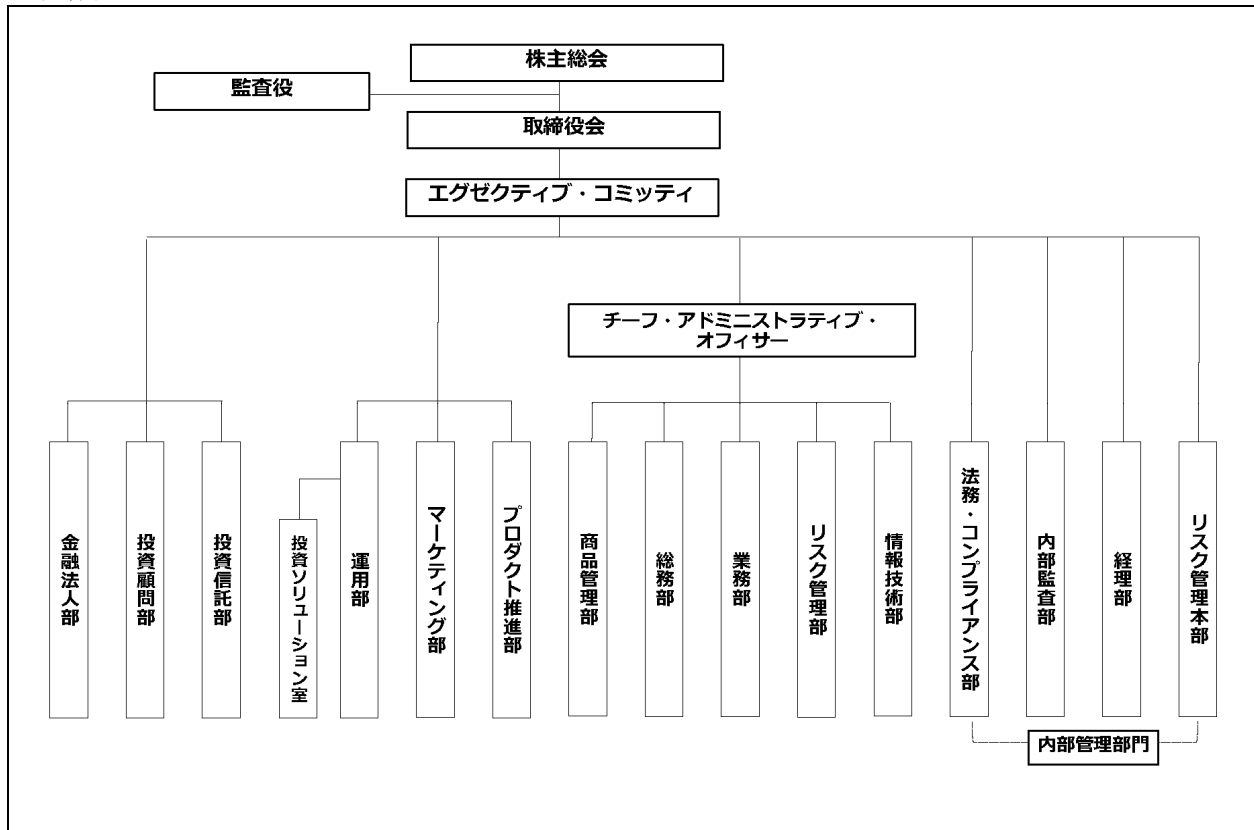
投資顧問・投信部門兼任者 10 名、平均経験年数 20 年 0 カ月

内 調査スタッフ数 0 名、平均経験年数 年 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 19 名

CFA協会認定証券アナリスト数 5 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年1月1日～2020年12月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		%	該当無し
下記①に該当する法人との取引		%	該当無し
		%	
		%	
下記②に該当する法人との取引	GOLDMAN SACHS & CO.	21.5%	
	BARCLAYS BANK PLC	14.5%	
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	12.6%	
	JP MORGAN CHASE BANK, NA	11.7%	
		%	
下記③に該当する法人との取引		%	該当無し
		%	
		%	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国 内	法 人	公的年金	11	1,378,673	-	-
		私的年金	79	424,303	-	-
		その他	6	43,618	2	1,109,933
		計	96	1,846,594	2	1,109,933
	個人		-	-	-	-
	国内 計		96	1,846,594	2	1,109,933

海 外	法 人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人		-	-	-	-
	海外 計		0	0	0	0

総合計			96	1,846,594	2	1,109,933
-----	--	--	----	-----------	---	-----------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、2 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	7	19	11	25	4	30
金額	-	-	-	57,848	1,419,307	51,043	116,693	36,117	165,587

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	構成比(%)	10	48	19	17	1	1
	金額	5,721	121,244	135,996	317,042	56,007	1,210,584
金額	構成比(%)	0.3	6.6	7.4	17.2	3.0	65.6

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

■ 運用哲学

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント（以下、「MSIM」）では、世界の投資家に様々な運用戦略を提供しており、これらの運用戦略の多くは、「詳細なファンダメンタルズ分析とその独自分析に基づくアクティブ運用を通じて、投資家に付加価値を提供する」という運用哲学に基づいています。各運用戦略については、個別に確立された運用哲学に準じて運用を行っています。

■ 運用スタイル

MSIMが世界のお客様に提供している運用戦略は、グローバルに投資するものが中心となっており、その運用スタイルはボトムアップ・アプローチを基本とした株式アクティブ戦略、バリュー・スタイルでの債券アクティブ戦略、エマージング市場を投資対象とした株式／債券アクティブ戦略、REITや不動産関連証券を投資対象とするアクティブ戦略、不動産やプライベート・エクイティ等のプライベート資産を含むオルタナティブ戦略、等となります。

MSIMの日本法人であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「弊社」）においては、これらのグローバルな運用戦略ラインナップの中から、国内のお客様の投資ニーズに合致した運用戦略を積極的に提案することで、最適かつ高品質な顧客サービスを提供することを目指しています。

9. 投資に関する意思決定プロセス

MSIMでは、グローバルの各拠点に運用戦略毎の運用チームが在籍しています。各運用チームが投資に関する意思決定を行い、そのプロセスは運用チーム毎に異なります。

弊社においては、ファンド・マネジャー又はポートフォリオ・スペシャリストが日次でお客様の口座のモニタリングを実施する一方、法務・コンプライアンス部が運用再委託先における運用ガイドラインや投資制限の遵守状況を確認します。さらに、全社的なリスク管理組織であるリスク・マネジメント委員会が運用リスク管理を実施し、問題が生じた場合には、ファンド・マネジャー又はポートフォリオ・スペシャリストに海外拠点の運用チームと共にポートフォリオの精査・修正を行うよう要請します。リスク・マネジメント委員会は、原則として月次で開催されます。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

外国株式の場合

グローバル・フランチャイズ		
25億円までの部分に対して	0.8800%	(税抜0.800%)
25億円超50億円までの部分に対して	0.8250%	(税抜0.750%)
50億円超100億円までの部分に対して	0.7700%	(税抜0.700%)
100億円を超える部分に対して	0.7150%	(税抜0.650%)

外国債券の場合

グローバル債券		
50億円までの部分に対して	0.4125%	(税抜0.375%)
50億円超100億円までの部分に対して	0.3300%	(税抜0.300%)
100億円超150億円までの部分に対して	0.2200%	(税抜0.200%)
150億円を超える部分に対して	0.1650%	(税抜0.150%)

- * 表記の料率は年率表示です。
- * 上記は、投資一任契約に基づいて直接投資をする場合の報酬体系を記載しています。上記以外に投資一任契約に基づいて投資信託に投資する場合の報酬体系は上記と異なる場合があります。
- * 上記は代表的な運用戦略であり、諸条件が異なる場合および上記以外の運用戦略（上記各運用戦略のサブ・ストラテジーを含む）の投資顧問料については上記の料率と異なります。上記以外の外国株式運用戦略、外国債券運用戦略、オルタナティブ運用戦略等については弊社までお問い合わせください。
- * 契約資産の性質・運用手法等により、お客様と協議の上、最低受託額、受託額および投資顧問料率を別途取り決めることがあります。
- * 税込料率は法律に定められている税率が適用されます。
- * また、投資一任契約に基づく組入資産の売買手数料、保管費用等をお客様にご負担いただきます。（当該手数料等につきましては、運用状況等により変動するため、事前に料率やその上限額等を表示することができません。）
- * 投資顧問報酬に係る消費税及び地方消費税は原則としてお客様の負担として別途請求いたします。

11. その他、特記事項

弊社は、MSIMの日本拠点として1987年2月に設立されました。設立以来、MSIMのグローバルな資源やネットワーク、商品ラインナップを存分に活用しつつ、国内顧客の投資ニーズに合致する多様な運用戦略を提供しています。

また、弊社の顧客層は、公的年金、私的年金等の年金基金、銀行、保険等の金融法人といった機関投資家のほか、投資信託の設定会社や販売会社等、多岐にわたります。